きのくにフリーローン

令和7年4月1日現在

商品名

フリーローンC型

保証会社	・ 三井住友カード株式会社
融資対象者	・ 申込時の年齢が満20歳以上満65歳以下の方
	・ 安定した収入があり、前年度税込年収が原則150万円以上である方
	・ 原則として勤続1年以上・自営業者は同一事業を2年以上の方、また年金受給者
	についても、安定した年金収入があり、その他融資対象者諸条件を満たす方
	但し、当金庫と覚書を交わした地方公共団体が発行する移住・定住等の証明書を
	受けられた方は、安定した収入が継続して得られる方または得られる見込みのあ
	る方。
	・ 当金庫の会員たる資格を有する方
	① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方
	② 当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員
	③ 当金庫の地区内において勤労に従事する方
資金使途	・ 消費資金(但し、事業性資金は除く)
融資金額	・ 10万円以上500万円以内(1万円単位)
融資期間	・ 6カ月以上10年以内(1カ月単位)
融資形式	・ 証書貸付
返済方法	・ 毎月元利均等返済 (ボーナス併用可)
	ボーナス併用部分は、借入金額の50%とし、ボーナス返済は6ヶ月隔の年2回
返済日	• 7日、17日、27日
融資利率	• 固定金利
	年4.3%(保証料含む)
	【住宅口】当金庫または他金融機関で住宅ローン取引(有担保)の利用歴があり、
	直近3ヶ月の返済実績に延滞がない方
	年5.1%、年5.9%、年6.8%(保証料含む)
	保証会社の審査のうえで決定させていただきます。
	金庫と覚書を交わした地方公共団体が発行する移住・定住等の証明書を受けられ
	た方は、上記融資利率より年0.50%引下げします。
金利引下げ	・当金庫で給与振込のある方は、上記融資利率より年0.50%引下げします。
遅延損害金	• 年14.00%
担保·保証人	・ 不要。但し、下記の場合は連帯保証人必要
	*三井住友カード株式会社が特に必要と判断した場合

お申込時にご用意 いただくもの

- ・ ご印鑑(普通預金お取引印)
- ・ ご本人さまであることを確認できる資料(以下のいずれか1つ)
 - (1) 運転免許証
 - (2) 健康保険証
 - (3) パスポート(令和2年2月4日以降申請分は不可)
 - (4) 住民基本台帳カード (写真付)
 - *外国人の場合上記書類のほかに、在住者カード・特別永住者証明書・住民票抄本 (在留資格の記載があるもの)のいずれかが必要です

借入金額が200万円超の場合のみ以下の資料

- ・ ご本人さまの年収を確認できる資料
 - (1) 住民税決定通知書
 - (2) 源泉徴収票
 - (3) 確定申告書控又は納税証明書(その2)
 - (4) 電子納稅証明書(利用者識別番号取得条件)
- ・【住宅口】の場合、住宅ローン残高証明書または償還予定表および直近3ヶ月以内 にご返済に延滞がないことを確認できる通帳
- ・ 当金庫と覚書を交わした地方公共団体が発行する移住・定住等の証明書

苦情処理措置

紛争解決措置

・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課 (9時~17時、電話:073-432-7118)までお申し出ください。

・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

*本商品はきのくに信用金庫のフリーローンです。三井住友カード株式会社は保証会社としてお客様の本商品に関わるお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。

- *審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。
- *詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。
- *きのくに信用金庫の窓口やホームページで返済額の試算ができます。